労働安全衛生法第28条第１項の規定に基づく技術上の指針に関する公示
労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第28条第１項の規定に基づき、建築
物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等に
おける業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針（平成26年３月
31日付け技術上の指針公示第21号）を改正したので次のとおり公表する。
令和２年９月８日
厚生労働大臣加藤勝信
建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築
物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針
１ 趣旨
この指針は、建築物等の解体等の作業又は労働者が石綿等にばく露するお
それがある建築物等における業務を行う労働者の石綿のばく露による健康障
害を予防するため、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下
「石綿則」という。）に規定する事前調査及び分析調査、石綿を含有する材
料の除去等の作業における措置及び労働者が石綿等にばく露するおそれがあ
る建築物等における業務に係る措置等に関する留意事項について規定したも
のである。
２ 建築物等の解体等の作業における留意事項及び推奨される事項
２－１ 事前調査及び分析調査
（１）使用されている可能性がある石綿含有材料の種類が多岐に亘るような
大規模建築物又は改修を繰り返しており石綿含有材料の特定が難しい建
築物については、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚
生労働省、国土交通省、環境省告示第１号）第２条第３項に規定する特
定建築物石綿含有建材調査者又は一定の事前調査の経験を有する同条第
２項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者が事前調査を行うことが
望ましいこと。
（２）事前調査において、石綿等の含有を判断するに当たっては、国土交通

省及び経済産業省が公表する「アスベスト含有建材データベース」を活
用することが望ましいこと。
（３）事前調査のために、天井板を外す等、囲い込まれた部分を解放するに
当たっては、当該部分の内部に吹き付けられた石綿等が存在し、天井板
に石綿等の粉じんが堆積している等、囲い込みを解放する作業により石
綿等の粉じんが飛散するおそれがあることから、あらかじめ作業場所を
隔離するとともに、呼吸用保護具を使用することが望ましいこと。
（４）吹付け材について分析調査を行う場合は、次に掲げる措置を講じるこ
とが望ましいこと。
ア石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するか否かの判断のみ
ならず、石綿の含有率についても分析し、ばく露防止措置を講ずる際
の参考とすること。
イ建築物等に補修若しくは増改築がなされている場合又は吹付け材の
色が一部異なる場合等吹付けが複数回行われていることが疑われると
きには、吹付け材が吹き付けられた場所ごとに試料を採取して、それ
ぞれ石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するか否かを判断す
ること。
ウ試料の採取に当たっては、表面にとどまらず下地近くまで採取する
こと。
（５）試料の採取のために材料の穿孔等を行う場合は、呼吸用保護具を使用
するとともに、当該材料を湿潤な状態のものとすることが望ましいこと。
２－２ 吹き付けられた石綿等の除去等に係る措置
２－２－１ 隔離等の措置
石綿則第６条第２項に規定する隔離、集じん・排気装置の設置、前室
等の設置及び負圧（以下「隔離等」という。）の措置は、次の（１）か
ら（５）までに定めるところによることが望ましいこと。
（１）隔離の方法
ア床面は厚さ0.15ミリメートル以上のプラスチックシートで二重に
貼り、壁面は厚さ0.08ミリメートル以上のプラスチックシートで貼
り、折り返し面（留め代）として、30から45センチメートル程度を

確保することにより、出入口及び集じん・排気装置の排気口を除い
て作業場所を密閉すること
イ隔離空間については、内部を負圧に保つため、作業に支障のない限
り小さく設定すること。
ウ吹き付けられた石綿等の除去等の作業を開始する前に、隔離が適切
になされ漏れがないことを、隔離空間の内部の吹き付けられた石綿等
の除去等を行う全ての対象部分並びに床面及び壁面に貼った全てのプ
ラスチックシートについて目視及びスモークテスターで確認すること。
（２）集じん・排気装置の設置方法
ア集じん・排気装置は、内部にフィルタ（１次フィルタ、２次フィ
ルタ及びHEPAフィルタ（日本産業規格（JIS）Z8122に定める99.97パ
ーセント以上の粒子捕集効率を有する集じん性能の高いフィルタを
いう。以下同じ。））を組み込んだものとするとともに、隔離空間
の内部の容積の空気を１時間に４回以上排気する能力を有するもの
とすること。
イ集じん・排気装置は、隔離空間の構造を考慮し、効率よく内部の空
気を排気できるよう可能な限り前室と対角線上の位置に設置すること。
また、内部の空間を複数に隔てる壁等がある場合等には、吸引ダクト
を活用して十分に排気がなされるようにすること。
（３）隔離空間への入退室時の留意事項
ア隔離空間への入退室に当たっては、隔離空間の出入口の覆いを開
閉する時間を最小限にとどめること。また、中断した作業再開の際
に集じん・排気装置の電源を入れるために入室するに当たっては、
内部が負圧となっていないことから、特に注意すること。
イ隔離空間からの退室に当たっては、身体に付着した石綿等の粉じ
んを外部に運び出さないよう、洗身室での洗身を十分に行うこと。
また、石綿則第４条に基づき作業計画を定める際には、洗身を十分
に行うことができる時間を確保できるよう、作業の方法及び順序を
定めること。
（４）湿潤な状態のものとする方法
吹き付けられた石綿等の除去等に当たっては、材料の内部に浸透す

る飛散抑制剤又は表面に皮膜を形成し残存する粉じんの飛散を防止す
ることができる粉じん飛散防止処理剤を使用することにより石綿等を
湿潤な状態のものとし、隔離空間内の石綿等の粉じんの飛散を抑制又
は防止すること。
（５）その他
ア隔離空間が強風の影響を受け、石綿等の粉じんが飛散するおそれ
がある場合には、木板、鋼板等を設置する等の措置を講じること。
イ隔離空間での作業を迅速かつ正確に行い、外部への石綿等の粉じ
んの漏えいの危険性を減ずるとともに吹き付けられた石綿等の除去
等の漏れを防ぐため、隔離空間の内部では照度を確保すること。
２－２－２ 集じん・排気装置の稼働状況の確認、保守点検等
集じん・排気装置の稼働状況の確認、保守点検等石綿則第６条第２項
に規定する集じん・排気装置の取扱いについては、次の（１）から（５
）までに定めるところによることが望ましいこと。
（１）吹き付けられた石綿等の除去等の作業を開始する前に、集じん・排
気装置を稼働させ、正常に稼働すること及び粉じんを漏れなく捕集す
ることを点検すること。
（２）集じん・排気装置の稼働により、隔離空間の内部及び前室の負圧化
が適切に行われていること及び集じん・排気装置を通って石綿等の粉
じんの漏えいが生じないことについて、定期的に確認を行うこと。
（３）集じん・排気装置の保守点検を定期的に行うこと。また、保守点検、
フィルタ交換等を実施した場合には、実施事項及びその結果、日時並
びに実施者を記録すること。
（４）集じん・排気装置の稼働状況の確認及び保守点検は、集じん・排気
装置の取扱い及び石綿による健康障害の防止に関して、知識及び経験
を有する者が行うこと。
（５）吹き付けられた石綿等の除去等の作業を一時中断し、集じん・排気
装置を停止させるに当たっては、空中に浮遊する石綿等の粉じんが隔
離空間から外部へ漏えいしないよう、故障等やむを得ない場合を除き、
同装置を作業中断後１時間半以上稼働させ集じんを行うこと。
２－２－３ 隔離の解除に係る措置

石綿則第６条第３項に規定する隔離の解除に当たっては、次の（１）
から（５）までに定める措置を講じることが望ましいこと。
（１）あらかじめ、HEPAフィルタ付きの真空掃除機により隔離空間の内部
の清掃を行うこと。
（２）石綿等の粉じんが隔離空間の内部に浮遊したまま残存しないよう、
（１）及び石綿則第６条第３項に規定する湿潤化並びに除去完了の確
認後、１時間半以上集じん・排気装置を稼働させ、集じんを行うこと。
なお、含有する石綿の種類、浮遊状況により、確実な集じんが行われ
る程度に稼働時間は長くすること。
（３）隔離空間の内部の空気中の総繊維数濃度を測定し、石綿等の粉じん
の処理がなされていることを確認すること。
（４）隔離の解除を行った後に、隔離がなされていた作業場所の前室付近
について、HEPAフィルタ付きの真空掃除機により清掃を行うこと。
（５）（１）から（４）までの作業では労働者に呼吸用保護具を使用させ
ること。
２－２－４ 吹き付けられた石綿等の近傍における附属設備の除去に係る
措置
吹き付けられた石綿等の近傍の照明等附属設備を除去するに当たって
は、石綿等に接触して石綿等の粉じんを飛散させるおそれがあるため、
当該設備の除去の前に、隔離等をすること。
２－３ 石綿含有成形品及び石綿含有仕上げ塗材の除去に係る措置
石綿則第６条の２第２項及び第６条の３の規定に基づく隔離の解除に当
たっては、あらかじめ、HEPAフィルタ付きの真空掃除機により隔離空間の
内部の清掃を行うことが望ましいこと。
２－４ 石綿含有シール材の取り外しに係る措置
固着が進んだ配管等のシール材の除去を行うに当たっては、十分に湿潤
化させ、グローブバッグ等による隔離を行うことが望ましいこと。
２－５ 雑則

２－５－１ 呼吸用保護具等の選定
（１）隔離空間の外部で石綿等の除去等の作業を行う際に使用する呼吸用
保護具は、電動ファン付き呼吸用保護具、これと同等以上の性能を有
する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスク又は取替え式防じん
マスク（防じんマスクの規格（昭和63年労働省告示第19号）に規定す
るＲＳ３又はＲＬ３のものに限る。）とすることが望ましいこと。た
だし、石綿等の切断等を伴わない囲い込みの作業又は石綿含有成形品
等を切断等を伴わずに除去する作業では、同規格に規定するＲＳ２又
はＲＬ２の取替え式防じんマスクとして差し支えないこと。
（２）石綿含有成形品等の除去作業を行う作業場所で、石綿等の除去等以
外の作業を行う場合には、取替え式防じんマスク又は使い捨て式防じ
んマスクを使用させることが望ましいこと。
（３）隔離空間の内部での作業においては、フード付きの保護衣を使用す
ることが望ましいこと。
２－５－２ 漏えいの監視
負圧の点検及び集じん・排気装置からの石綿等の粉じんの漏洩の有無
の点検に加え、吹き付けられた石綿等の除去等の作業における石綿等の
粉じんの隔離空間の外部への漏えいを監視するため、スモークテスター
に加え、粉じん相対濃度計（いわゆるデジタル粉じん計をいう。）、繊
維状粒子自動測定機（いわゆるリアルタイムモニターをいう。）又はこ
れらと同様に空気中の粉じん濃度を迅速に計測することができるものを
使用し、常時粉じん濃度を測定することが望ましいこと。
２－５－３ 建築物等から除去した石綿を含有する廃棄物の扱い
建築物等から除去した石綿を含有する廃棄物は、廃棄物の処理及び清
掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令に基づき、適切
に廃棄すること。
３ 労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務における
留意事項
３－１ 労働者を常時就業させる建築物等に係る措置
（１）事業者は、その労働者を常時就業させる建築物若しくは船舶の壁、

柱、天井等又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物に、吹付け
材又は保温材、耐火被覆材等が封じ込め又は囲い込みがされていない状
態である場合は、石綿等の使用の有無を調査することが望ましいこと。
（２）事業者は、その労働者を常時就業させる建築物若しくは船舶の壁、
柱、天井等又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物について、
建築物貸与者は当該建築物の貸与を受けた二以上の事業者が共用する廊
下の壁等について、吹き付けられた石綿等又は張り付けられた石綿含有
保温材等が封じ込め又は囲い込みがされていない状態である場合は、損
傷、劣化等の状況について、定期的に目視又は空気中の総繊維数濃度を
測定することにより点検することが望ましいこと。
３－２ 労働者を建築物等において臨時に就業させる場合の措置
石綿則第10条第２項に規定する労働者を建築物等において臨時に就業さ
せる場合は、次の（１）から（３）までの措置を講じることが望ましい。
（１）事業者は、その労働者を臨時に就業させる建築物若しくは船舶の壁、
柱、天井等又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物に吹き付
けられた石綿等又は張り付けられた石綿含有保温材等の有無及びその
損傷、劣化等の状況について、当該業務の発注者からの聞取り等によ
り確認すること。
（２）事業者は、石綿等の粉じんの飛散状況が不明な場合は、石綿等の粉じ
んが飛散しているものと見なし、労働者に呼吸用保護具及び作業衣又は
保護衣を使用させること。
（３）建築物又は船舶において臨時に労働者を就業させる業務の発注者（注
文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者をい
う。）は、当該仕事の請負人に対し、当該建築物若しくは船舶の壁、
柱、天井等又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物に吹き付け
られた石綿等又は張り付けられた石綿含有保温材等の有無及びその損
傷、劣化等の状況を通知すること。